

第  
**1**  
章

# 連携と協働で進めるまちづくり

## 第1節 地域コミュニティの育成

### 1. 地域コミュニティの育成

#### (現況と課題)

市内各地域においては、町内・集落単位に結成された自治会を中心として、コミュニティ活動や各種団体の参加・協力による伝統行事や交流活動等が行われており、これらの活動を通して地域の絆が育まれています。また、地域自治の円滑な遂行等を目指して「筑西市自治会連合会」が組織されており、各自治会との連携や情報交換が図られています。

本市では、これまで自治会連合会活動への支援を通して、地域コミュニティ組織としての自治会活動の活性化を進めてきました。また、大好きいばらき県民運動へ参画し、地域の個性や資源を生かした元気な地域活動の活発化を図るとともに、コミュニティ助成制度を活用した集会施設の利用環境改善を進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、ひとり暮らしや老夫婦世帯の増加、市民の価値観の多様化等により、地域としての連帯意識が希薄化しつつあります。一方で、東日本大震災時においては、地域住民への安否確認の声かけやがれき撤去の支援など、行政では対応しきれないところで、自治会等地域コミュニティ団体の果たした役割は大きく、その重要性が再認識されています。

今後は、さまざまな地域の問題について、住民が主体となって解決を図っていけるよう、行政支援のあり方を検討していくとともに、コミュニティリーダーの育成や、コミュニティ施設の活用を図り、地域コミュニティ活動の育成と活性化に努めていく必要があります。

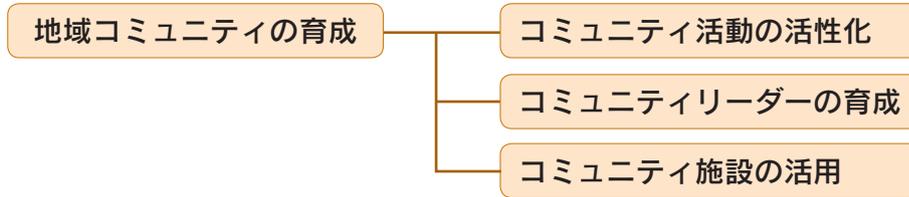
#### (計画目標)

- 自治会をはじめ地域の自主的・自立的なコミュニティ活動を支援するとともに、地域活性化を図るリーダー等の育成、幅広い情報提供などを通して、連帯感や郷土愛にあふれ、豊かな暮らしの基礎となる地域コミュニティの育成に努めます。
- 市民が日常的にふれあい・話し合うことができる場として、集会施設の有効活用を図ります。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
自治会への加入率	89.8%	92.0%

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交流が活発化するよう新たなメニューを検討し創設します。</li> <li>口ケ誘致や特産品開発などの情報発信や参加者との交流により地域の活動の活性化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動のニーズの把握</li> <li>交流活動の新メニューの検討・創設</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域の課題を地域が自らの力で解決できるよう、自治会組織の自立的な運営を支援するとともに、活動の周知や自治会加入の働きかけなどにより自治会活動の活性化を支援します。</li> <li>地域の生活環境の保全や、住民の交流・助け合い、防犯・防災など、より良い地域づくりを目指すコミュニティ活動を促進します。</li> <li>コミュニティ情報の提供や世代間の交流など、地域の個性や資源を生かした多彩で元気な地域活動を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自治会連合会への活動支援</li> <li>先進自治会活動例の市広報紙への掲載</li> <li>事例発表会等の開催</li> <li>大好きいばらき県民運動への参画</li> <li>コミュニティ助成制度の活用</li> </ul>
2. コミュニティリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動を牽引する自治会役員等リーダーの育成を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会役員等研修の実施</li> </ul>
3. コミュニティ施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的なコミュニティ活動の拠点として、地域交流センター、生涯学習センター、公民館など各施設の連携・協力体制を充実します。</li> <li>地域の交流や情報交換の場として、児童館やコミュニティセンターなど地域の集会施設の利用環境の改善を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集会施設の有効活用の促進</li> <li>コミュニティ助成制度の活用</li> </ul>

## 第2節 市民参加による協働のまちづくり

### 1. 市民協働の推進

#### (現況と課題)

少子高齢・人口減少社会にあつて、ますます多様化するまちづくりの課題が山積する中で、筑西市を、どこよりも住みやすく、活力にあふれたまちにするためには、多くの市民の皆さんが、市政やまちづくりに関心を持ち、主体的・自発的に「参加」していくことが必要です。

まちづくり目標に「連携と協働で進めるまちづくり」を掲げる本市では、平成20年7月、「筑西市市民協働のまちづくり基本指針」を策定するとともに、ここに掲げる施策を着実に実施し、市民参加を効率的に推進するために「筑西市協働のまちづくり推進計画」を策定し、各種の協働事業を推進してきました。

基本指針では、「市民協働の成熟度に合わせながら基本施策を段階的に推進する」としています。現在はステップ1の「協働のきっかけづくり」の段階ですが、「協働のしくみづくり」を進めた結果、パブリックコメント制度や市民団体等の登録及び公表制度の制定、まちづくり出前講座や住民参加型まちづくりファンド事業の実施、ちくせい市民協働まちづくりサロンの設置など、基本的な協働のしくみはほぼ整いつつある状況です。

今後は、成熟した市民協働社会の実現を目指して、ステップ2として、市民活動のネットワーク化、複数の活動の有機的な結びつきの強化、市民活動に参画していない市民や企業等への働きかけなどを行い、「協働のまちづくりの基盤強化」を図っていく必要があります。

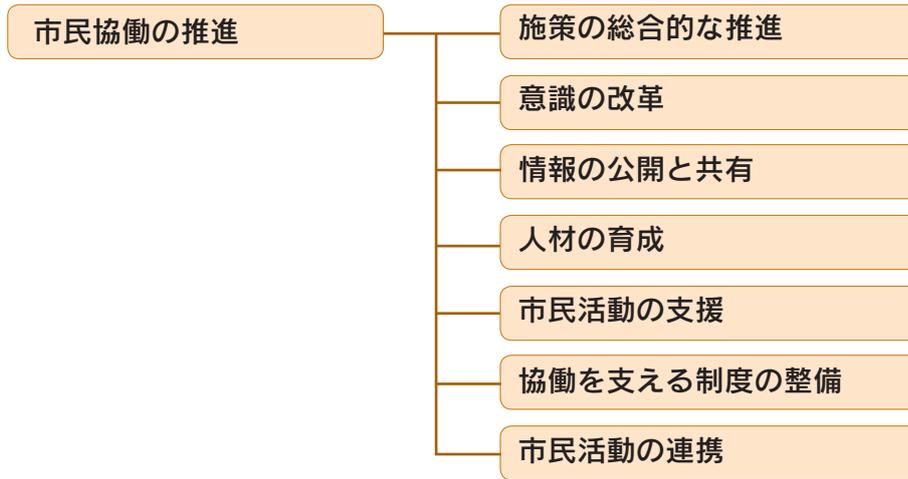
#### (計画目標)

- 市民と行政とが理解し合い、対等の関係で支え合う環境の形成を目指し、あらゆる分野における市民参加を推進するとともに、市民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくためのしくみと行政の支援体制の充実を図ります。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市民活動登録団体数	71団体	100団体
協働のまちづくりを推進するための事業数	93事業	100事業

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりを推進するための調査・研究や政策の企画・立案を行うとともに、市民協働のまちづくりに関する市役所内の横断的な調整、協働事業の進行管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくり推進会議の開催</li> </ul>
2. 意識の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民及び行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる人たちの意識を変え、積極的に協働を取り入れていくための意識の啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウムの開催</li> <li>職員研修の実施</li> <li>市民協働マニュアル(職員編)の活用</li> <li>市民協働マニュアル(市民編)の作成</li> <li>市民討議会の開催</li> <li>市民提案制度の拡充</li> <li>まちづくり出前講座の実施</li> </ul>
3. 情報の公開と共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりの前提となる課題意識と目的を共有するため、必要な情報を適切に公開し、協働の担い手との共有を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タウンミーティングの開催</li> <li>行政評価結果の公表</li> <li>市民団体登録及び公表制度の運用</li> <li>まちづくり出前講座の実施</li> </ul>
4. 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と人とのつながりを重視して、市民協働のまちづくりの広がりや継続性の確保を図ります。</li> <li>協働に積極的に取り組んでいる団体や個人、公共・公益に貢献した団体や個人を評価することにより、協働の定着を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政功労者等表彰事業の実施</li> <li>市民協働マニュアル(市民編)の作成</li> <li>市民討議会の開催</li> <li>市民団体等の登録及び公表制度の運用</li> <li>ちくせい市民大学の開催</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
5. 市民活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりを安定した取り組みとして発展させていくために、市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら行政からの支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体等の登録及び公表制度の運用</li> <li>地域力創造事業の実施</li> <li>ちくせい市民協働まちづくりサロンの運営</li> <li>住民参加型まちづくりファンド事業の実施</li> </ul>
6. 協働を支える制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働を推進するにあたり、取り組みの合理性等を担保するために制度の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施</li> </ul>
7. 市民活動の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働の成熟に向けて、協働の主体同士が情報等を交換しながら交流する、有機的な連携が図れるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体等の登録及び公表制度の運用</li> <li>ちくせい市民協働まちづくりサロンの運営</li> <li>「(仮称)市民団体連絡協議会」の設置</li> <li>ちくせい市民講師制度の運用</li> </ul>



まちづくりサロン



市民討議会



## 第3節 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進

### 1. 人権の尊重

#### (現況と課題)

すべての市民が基本的人権を尊重し、「差別と偏見のない明るい社会」の実現を図ることが大切です。

本市では、各種団体、小中学校教職員、市職員などを対象とする人権啓発活動の推進のため研修会や同和問題の早期解決に向けた講演会などを通して、人権についての理解や認識を深める事業に取り組んでいます。

また、次代を担う子どもたちが人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうため、人権擁護委員※が中心となり「人権作文コンテスト(中学生)」や「人権書道コンクール(小学生)」の募集、「人権教室」※の開催、「人権紙芝居」※の実施などの人権教育を推進するほか、子どもの人権をめぐるさまざまな問題を解決するための「子どもの人権SOSミニレター」事業に取り組んでいます。

さらに、「人権相談」※の実施や「人権週間(12月)」における街頭キャンペーンの実施などを通して、人権意識の高揚、啓蒙の推進に努めています。

今後とも、多岐にわたって人権啓発・人権教育に取り組むとともに、活動のさらなる周知を図り、市民一人ひとりが人権を尊重し合い、差別のない明るく住み良い社会を目指す必要があります。

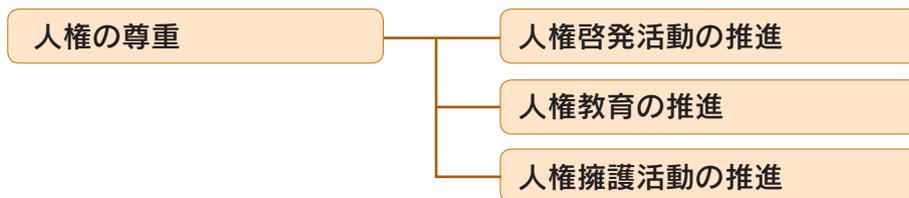
#### (計画目標)

- 市民一人ひとりが人間の尊さについての自覚を持ち、差別や偏見のない明るさに満ちた民主的な人間関係を築き、ともに生きる社会を実現していくため、さまざまな機会を通して人権意識の高揚を図ります。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
人権啓発研修会等の開催回数	3回	3回
人権講演会、フォーラム等への参加者数	1,192人	1,500人
人権相談開催数	51回	51回

#### (施策の体系)



※人権擁護委員:人権擁護のため法務大臣から委嘱された専門委員。筑西市部会は現在12名

※人権教室 :小学校において思いやりやいたわりの心の大切さについて児童と話し合う授業

※人権紙芝居 :人権を学ぶ紙芝居。筑西市では現在、学童保育児を対象に実施している。

※人権相談 :人権擁護委員と連携し、地域の人たちの人権を守るために、子どもや高齢者、女性や障害者、同和問題等に関わる人権問題や家庭内のもめごと、近隣トラブル等の相談に応じるもの。現在、市内4ヶ所で月に一度人権相談の窓口を開設している。

(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県、他市町村及び関係団体等と連携・協力しながら、さまざまな人権課題に関する正しい認識を深め、あわせて国際的視野に立った人権尊重の意識が広く定着するよう啓発活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報紙掲載による啓発</li> <li>ポスター、ちらし、パンフレットその他啓発物の配布</li> <li>広告塔、看板による啓発</li> <li>人権週間における街頭啓発</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権課題のひとつである同和問題の早期解決と人権尊重の意識向上のため活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員、各種団体、市職員、市民対象に講演会を開催し、同和問題の基本的な知識の修得と互いの人権を尊重し合うことを目的に実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や各職場において、人権啓発活動を活性化させるため、必要な知識や能力を習得し、啓発の一層の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内、県外で開催される各種研修会に参加し、人権・同和問題の専門講師から講義を受講して、正しい認識を深めます。</li> </ul>
2. 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育研修会の開催や人権リーフレットを作成し人権教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市人権教育研修の開催</li> <li>リーフレットの作成配布</li> <li>人権研修会等への参加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>標語や作文・書道の募集、人権教室や講演会の開催、啓発物品の配布など、学校教育や社会教育などのさまざまな学習機会を通じて、基本的人権の尊重が正しく身に付くような人権教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生対象の人権作文の募集</li> <li>小学生対象の人権書道の募集及び人権教室の実施</li> <li>幼稚園児等対象の人権紙芝居の実施</li> <li>小中学生対象の「子どもの人権SOSミニレター」を配布</li> </ul>
3. 人権擁護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護委員会を中心に人権相談を実施するとともに、人権に関わる問題の把握や解決に向けた事例研修会等を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定例相談所を毎月開設</li> <li>事例研修会等の実施</li> <li>人権週間を中心に特設相談所を開設</li> </ul>

## 2. 男女共同参画の推進

### (現況と課題)

ライフスタイルや家族形態の多様化に伴って女性の社会進出が活発になり、男女共同参画の視点に立った法制度をはじめ、男女がともにあらゆる分野に社会参画できるようさまざまな取り組みが進められてきました。しかしながら、女性に偏る家事・育児・介護の負担や配偶者からの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントなど社会参画を阻害する諸問題は依然として存在しており、性別による固定的な役割分担意識も根強く残っています。また、少子高齢化の進展による労働人口の減少、非正規雇用の増加と貧困格差の拡大、さらに東日本大震災、原発事故による経済の低迷など新たな社会問題への対応が求められる中、女性の活躍による社会の活性化、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、男性や将来を担う子どもにとっての男女共同参画の推進、さまざまな困難を抱えている人々への対応が急務となっており、更に充実した取り組みが必要です。

本市においては、平成20年1月の「筑西市男女共同参画推進条例」の制定に続き、22年3月に「筑西市男女共同参画基本計画」及び「前期実施計画」を策定し、条例の基本理念に基づく男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な推進を図るための施策を確立しました。

さらに「男女共同参画推進委員会」の設置や「男女共同参画推進パートナー」制度を整備し、市と市民、事業所と協働のもと、男女共同参画の推進を図るとともに、実施計画に沿って、講演会、セミナーの開催を始めとするさまざまな事業の展開や意識の啓発に努めています。

今後は、平成23年9月に「男女共同参画宣言都市」となったことから、国や県と連携しながら、市民、事業所と協働のもと、男女共同参画基本計画に基づく施策の一層の推進を図っていく必要があります。

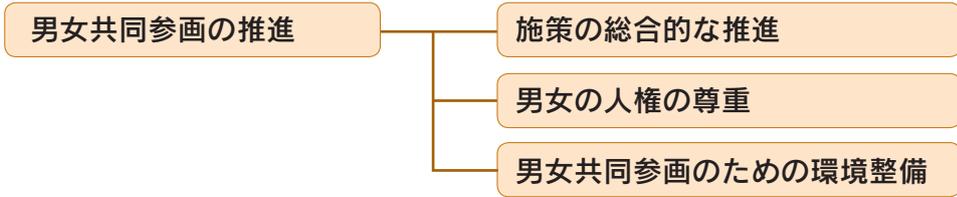
### (計画目標)

- 市民や事業者、関係機関等と連携を図りながら市民意識の醸成や社会環境の整備を図り、男女が社会の対等な一員としてあらゆる分野に参画し、ともにその人の個性や能力を発揮していく男女共同参画社会の実現を目指します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
審議会等における女性の登用率	22.1 %	30.0 %

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画の施策を総合的かつ、計画的に推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画推進本部</li> <li>実施報告書の作成及び公表</li> </ul>
2. 男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った固定的性別役割分担意識の解消、社会制度・慣行の見直し、相談体制の充実、多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進に努め、ともに生きる意識づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙等での啓発</li> <li>人権相談の実施</li> <li>男女共同参画センター機能の充実</li> <li>苦情、意見処理委員会の設置、検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育や生涯学習における男女平等を推進し、多様な選択ができる学びの場づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育研修会の開催</li> <li>男女混合名簿使用の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV及びストーカー等の暴力予防と防止、セクシュアル・ハラスメント防止対策、被害者に対する相談支援体制の整備と充実を推進させ、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指す基盤づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の充実</li> <li>研修会等の開催</li> <li>被害者の保護及び支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディアにおける男女の人権尊重の推進、情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上を図り、メディアにおける人権の尊重を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発冊子の作成</li> <li>学校での情報教育</li> <li>市役所内の情報リテラシーの推進</li> </ul>



男女共同参画都市宣言

施策名	施策内容	主な取り組み
3. 男女共同参画のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の政策方針決定の場における女性の参画拡大、市役所内における女性の参画推進、女性の人材発掘と情報収集・提供を進め、政策・方針決定の場への女性参画の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各審議会等への女性の登用促進</li> <li>男女共同参画セミナーの開催</li> <li>市役所内の女性管理職の登用推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭生活や地域社会における男女共同参画を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーの開催</li> <li>啓発活動の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と提供、国際交流協力の推進、外国人に対する協力・支援を行い、国際化からみた男女共同参画の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集及び提供</li> <li>国際交流事業の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保、働く女性の母性保護の推進、女性の能力発揮のための支援を行い、雇用の場における男女平等の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集や提供</li> <li>啓発活動の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な働き方ができる職場づくり、いきいきと働ける環境づくり、仕事と生活の両立支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動の実施</li> <li>家族経営協定の締結推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚を望む人への支援・環境整備、不妊対策の支援、ひとり親家庭に対する支援を行い、地域社会・家庭内外のコミュニケーションを確立させ、健やかな家庭環境の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭に対する医療費助成</li> <li>児童扶養手当の支給</li> <li>不妊治療助成事業の情報提供</li> <li>市民シンポジウムの開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを安心して生み育てるための環境を整備し、男女共同参画の視点に立った子どもの人権を尊重し、子どもの人権の尊重と健やかに育つ環境づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ、特別保育の充実</li> <li>子育てアドバイザー、保健師の訪問</li> <li>児童虐待の防止</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた健康の保持増進、妊娠・出産等に関する健康支援、健康をおびやかす問題についての対策を推進し、生涯を通じた男女の健康支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康講座の開催</li> <li>妊産婦の医療費助成</li> <li>施設を利用した健康づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者の社会参画の推進、介護支援サービスや高齢者福祉、障がい者福祉を充実させ、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センター、高齢者クラブへの支援</li> <li>介護保険制度の推進</li> <li>高齢者、障がい者福祉の充実</li> </ul>	

## 第4節 情報公開と市民サービスの向上

### 1. 情報公開と広報・広聴活動の充実

#### (現況と課題)

市民と行政が信頼関係を深め、共通の理解のもとに協働のまちづくりを推進していくためには、市の施策や計画等の行政情報について、市民への正確かつ迅速な提供と適切な開示が必要となります。

また、市民の意見・提言を適切に施策に反映させていくためには、日常的に広く市民の声を聴く体制を整えて、市民ニーズや地域情報の把握に努めることが必要です。

本市では、広報紙や市ホームページを活用し、市民への各種情報の提供に努めるとともに、情報公開制度による行政情報の適切な開示を進めています。一方、広聴活動では、自治会や各種団体から提出される要望と、市長ほっとラインや小学校区等单位で開催したタウンミーティングでの意見・提言等を通して、市民の声を把握することに努めてきました。また、平成22年4月から導入されたパブリックコメント制度により、市の施策等形成過程における市民への情報提供と意見を求める手続の整備に努めてきました。

今後とも、市民から親しまれ、必要な行政情報を迅速かつ分かりやすく提供できるよう広報紙や市ホームページの充実を図りながら、市内外への筑西市の魅力や情報の発信に努めていく必要があります。あわせて、積極的な行政情報の開示と、市民の声を幅広く聴くことができるよう機会の充実に努めることにより、市民の意見をしっかりと市政に反映していくしくみを整備して、公正で開かれた市政を推進していく必要があります。

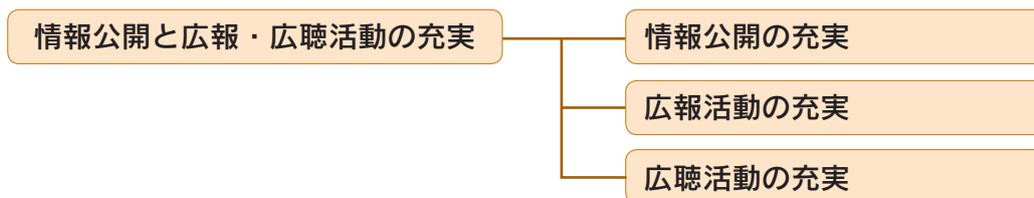
#### (計画目標)

- 市民と行政の相互理解に基づく協働のまちづくりを推進していくため、分かりやすい行政情報の提供や適切な情報公開を推進するとともに、市民の意見・提案を聴く機会の充実や市政に反映していくしくみづくりを推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市ホームページへの年間アクセス数	641,096件	720,000件
タウンミーティング開催回数	10回	10回

## (施策の体系)



施策名	施策内容	主な取り組み
1. 情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開制度の周知に努めるとともに、市民の求める情報について、個人情報保護などに留意しながら、適切な公文書の開示を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ・広報紙などによる開示請求手続の広報</li> </ul>
2. 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に密着した親しみやすい広報紙づくりに努めるとともに、市ホームページや携帯モバイルサイトなど、いつでも・どこでも・必要な情報を・必要な人に提供できるきめ細かな情報の発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の発行、配布業務</li> <li>市ホームページによる情報発信</li> </ul>
3. 広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの陳情や要望、市長ほつとラインやタウンミーティングなどを活用して、広く市民の声を聴き、施策に生かしていただける機会の実現を図ります。</li> <li>市の施策形成にあたっては、その過程において、市民に公表し、広く市民から意見や情報を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するパブリックコメントを実施するなど、市政に反映していくしくみづくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陳情・要望等の受付、回答業務</li> <li>市長へのはがき、手紙、メールの受付、回答業務</li> <li>タウンミーティングの開催</li> <li>パブリックコメント</li> </ul>



タウンミーティング



ピープルの写真

## 2. 市民サービスの向上

### (現況と課題)

多種・多様化している市民ニーズに対応し、さらなる窓口サービスの向上を図っていくためには、市職員の業務遂行能力や接遇能力の一層の向上を図るとともに、窓口事務の効率化、利便性の向上、本庁窓口と支所総合窓口課の連携による住民サービスの向上に努めていくことが求められています。

本市ではこれまで、新システムの導入(住基・税・福祉等)、基幹系システムの最適化により、事務処理の効率化を図ってきました。

今後は、システムの安定した運用とともに、本庁および支所総合窓口課の効率的な連携のもと、アンケートによる利用者ニーズに対応した利用しやすい窓口サービス提供などに努め、すべての窓口業務の強化と利便性のさらなる向上を図っていく必要があります。

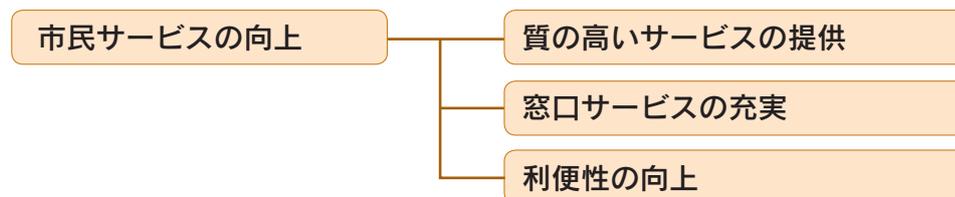
### (計画目標)

- 利用される方に窓口対応が満足していただけるよう、接遇・サービス・利便性の向上に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
窓口対応マニュアルの作成と実務研修の実施	未実施	マニュアルの作成・更新と年1回の研修
窓口来庁者への満足度調査	未実施	90%

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 質の高いサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム最適化の実施により、事務処理の効率化を図ります。</li> <li>内部研修を随時実施して窓口サービスの正確性、迅速性の向上など、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。</li> <li>インターネットや携帯端末による検索増加に考慮し、広報紙・市ホームページ等によるPR内容の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口対応マニュアルの運用と接遇研修の実施</li> <li>インターネットや携帯端末の活用によるPRの充実</li> </ul>
2. 窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口来庁者へのアンケートを実施し、利用しやすい窓口サービスへの反映・充実を図ります。</li> <li>利用者の待ち時間の短縮や満足度の向上に係る取り組みを実施します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務所管課によるアンケートの実施</li> </ul>
3. 利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁窓口や支所機能の充実とサービスの向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所総合窓口課との連携</li> </ul>



コミュニティビジョン（市民課）



コミュニティビジョン（明野元気館）

### 3. 消費者の支援

#### (現況と課題)

現在、国は平成21年9月、消費者が安全で安心な消費生活を営むことができる社会の実現を目指して、これまで各省庁に分散していた消費者行政を一元化するため消費者庁を発足し、消費者の目線に立った行政を始めて2年目を迎え、さらなる施策・制度等の見直しや関係法令の改正等重要な課題に直面しています。

本市では、平成17年の合併以降「筑西市消費生活センター」を拠点として、市内消費者が安全で安心な生活を営むことができるよう各種事業に取り組んできましたが、平成22年度に、センターの消費者相談員の増員、開所日の拡充を行うとともに、消費者問題啓発のための回覧板の作成、チラシの全戸配布、イベントの開催等を展開してきました。また「不用品活用センター」を拠点に、日用品の再活用を図る不用品活用事業を実施し、消費者のエコ意識啓発と環境問題に取り組んでいます。

今後は、ますます複雑・多様化している消費者問題相談に迅速に対応するため、放射能問題や食品の安全問題等や環境問題も視野に入れた幅広い内容に対応していくとともに、市民が安全で安心して暮らせる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

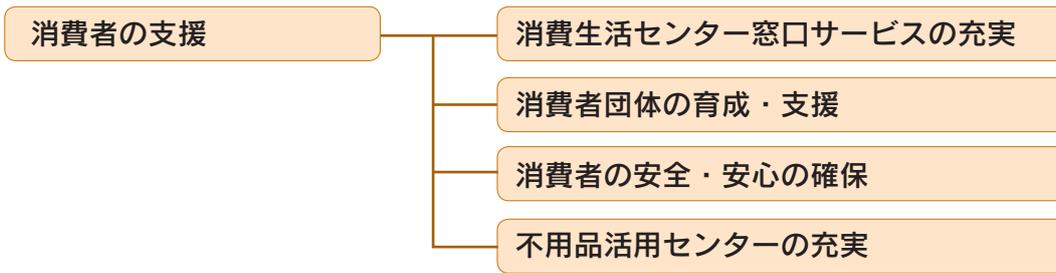
#### (計画目標)

- 消費生活センターを拠点に、関係機関と連携を図りながら各種事業を展開し、市民が安全で安心な消費生活を営むことができるような体制づくりを推進します。
- 不用品活用センターを拠点に、物を大切に作る心を養い、環境に配慮したリサイクル・リユース活動を支援していきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
消費生活センターへの相談件数	361件	400件
消費生活センターの相談窓口開所数(週)	4日	5日
不用品活用センターの利用件数	444件	500件

**(施策の体系)**



**(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターにおいて、事業者と消費者の取引で生じた苦情相談・処理など、消費者が相談しやすい体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センター開所日の拡充(週4日から5日に拡充)</li> </ul>
2. 消費者団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体に補助金を交付し、消費生活に関する学習会や研修を実施し、地域の中で啓発活動やエコ意識の啓発を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習会や研修会への参加支援</li> <li>消費者展の開催</li> <li>イベントへの参加</li> </ul>
3. 消費者の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する消費者問題に関する最新情報を提供し、市民が被害に遭わないように発信する等、市関係各課や関係機関と連携をとり、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報への掲載・チラシの配布等</li> <li>多重債務問題解決のための体制の確立</li> <li>食に関する放射能情報の提供等</li> </ul>
4. 不用品活用センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>不用品活用センターを拠点に、リサイクル・リユース活動の支援や物の大切さの啓発、エコ対策の啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不用品活用センターの利用促進</li> <li>情報提供の拡充</li> </ul>



消費生活センター



不用品活用センター

## 第5節 多様な交流の促進

### 1. 市民交流の促進

#### (現況と課題)

本市ではこれまで、それぞれの地区で培われた伝統芸能を継承し、また、各種行事・イベントを実施しながら市民交流を図ってきました。

これらの行事・イベントは、市民の積極的な参加と協力により、交流の場として重要なものとなっています。また、市内外から訪れる多くの人々との交流と当市の魅力を発信(P R)する機会としても重要であり、イベント等を通じて地域の活性化を図っていくことも大いに期待されています。

一方、近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化が、行事等への参加や市民交流を阻む原因のひとつとなっており、こうした状況を踏まえつつより多くの交流が図られるよう工夫し、市民とともに交流促進に取り組んでいく必要があります。

今後とも、各地域の祭りや各種イベントを支援し、また、市民の求める交流活動の把握に努め、交流促進につながるメニューの開発や提案に努めていく必要があります。あわせて、イベント等で重要な役割を占めるボランティア等の育成・支援などに取り組んでいくことがますます重要となっています。

#### ■主な祭り・イベントの開催状況

1月	どんど焼き(市内各地)	だるま市(下館大町通り)
2月	辻集落火渉(辻集落センター)	
3月	関本神社太々神楽(関本神社)	
4月	湯立祭(雷神社) 明野薪能(明野公民館) 梨の花まつり(生涯学習センター)	さくら祭り(下館駅南大通り・明野公民館) 小栗内外大神宮太々神楽(小栗内外大神宮)
7月	下館祇園まつり(羽黒神社ほか) 祇園祭(関城地区)	わっしょいカーニバル
8月	灯ろう流し(勤行川河畔) 下館盆踊り大会(アルテリオ) あけのひまわりフェスティバル(宮山ふるさとふれあい公園周辺) どすこいペア(関城支所)	川島地区花火大会(鬼怒川河畔) 小貝川花火大会(小貝川河畔)
10月	下館薪能 筑西広域イベントやっぺえ(県西運動公園)	しもだてアートフェスタ(アルテリオ)
11月	しもだて商工まつり(アルテリオ) 小栗内外大神宮太々神楽(小栗内外大神宮) 鮭おかえりな祭(勤行川)	関城商工まつり(生涯学習センター) 関本神社太々神楽(関本神社)
12月	小栗判官まつり(新治小学校他)	協和商工まつり(新治小学校)

(計画目標)

- 歴史や伝統ある祭り・行事などにより、市民参加による地域イベントを引き続き実施するとともに、交流に対する市民ニーズを把握して市民交流を促進します。
- 各種地域イベントを支えるボランティア組織の育成・支援に努めます。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域行事・イベントの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域の祭り・行事・イベント等を支援し、市民がより一層の交流を持つ機会の創出に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種イベント等の支援</li> <li>●市民交流の機会の創出</li> <li>●市民ニーズ調査</li> </ul>
2. イベントボランティア組織の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化を図るため、イベントを支えるボランティア組織を育成し、その支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア組織育成・支援・連携</li> </ul>



マス釣り



鯉のぼり祭り



鮭放流



梨の花まつり

## 2. 都市・地域間交流の推進

### (現況と課題)

本市では、市内各所で開催される行事、各種イベント等により地域の交流が進められていますが、これらのイベント等を有効に活用し、市内外からの交流を拡大して人口減少に歯止めをかけ、交流人口の増加や定住を促進し筑西市を元気にしていくためには、さらなるPR・情報発信を進めていく必要があります。

また、地域の活性化を目指して、「地域力創造アドバイザー事業」による人材育成及び組織づくりに取り組んできましたが、そこから立ち上がった地域活性化プロジェクト「ちっくタッグ」と関係機関等が連携して、「ロケ誘致・情報発信」、「特産品開発」を進めています。

さらに、二宮尊徳ゆかりの市町村が集う全国報徳研究市町村協議会と報徳サミット事業への参加を継続し、歴史・文化の面から交流が図られている一方、昭和54年に友好都市協約を結んだ岡山県高梁市とは、新たな視点に立った親交・交流に努めていくことが望まれています。

今後とも、さまざまな分野において、豊かな自然環境など本市独自の地域資源を生かした交流事業を推進し、市民レベルでの交流の活発化を促していくとともに、災害時の相互支援活動も視野において良好な交流・協力関係を築いていくことが必要です。

### (計画目標)

- 豊かな自然や魅力ある歴史、文化・芸能、各種イベント等の地域資源を活用し、関係機関や筑西市活性化プロジェクト「ちっくタッグ」等の民間団体との連携を深め、交流の推進に努めます。
- 各種イベント等に係る情報発信を積極的に実施するとともに、おもてなしを持った受け入れ体制の構築、各種イベントの充実や大会の誘致などを進め、交流人口の拡大に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
北関沿線地域活性化協議会イベント回数 (PR・情報発信)	10回	12回

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの地域性を大切にする市内外との交流を推進するほか、市民団体との連携の強化を図り、市内外へのPRの拡大に努めます。</li> <li>災害時の支援活動の地域間交流を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントのPR、参加、連携</li> <li>市民団体等との連携の強化</li> <li>北関東自動車道を通じての地域間交流の推進</li> <li>近隣市町との地域資源を生かした交流の推進</li> <li>地域間交流事業</li> <li>「報徳サミット」への参加</li> <li>災害時の支援活動の地域間交流を推進</li> </ul>
2. 友好都市交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民レベルの交流を図るために、民間団体等との連携のもと、地域性を生かした交流を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市、高梁市及び関係機関等との交流事業推進</li> <li>友好都市民間団体等との連携について、協議の推進</li> </ul>



高梁市・備中松山城

### 3. 国際交流の推進

#### (現況と課題)

交通体系・情報通信ネットワークの飛躍的な発達などにより、急速に国際化が進展し、経済から教育・文化・スポーツなど多様な分野での国際交流が活発化しています。

本市では現在、約2,000人の外国籍の人が市民と一緒に生活をしています。異なる風土・文化や価値観を持つ外国の人々との交流は、幅広い視野を持つ市民の育成や、市民と外国人の相互理解を深めるために重要です。そこで、4か国語で表記した暮らしのガイドブックを作成し、外国人に配布しているほか、市内の国際交流団体やボランティアと協働し、各種の国際交流事業を進めています。

今後とも、社会情勢の変化に即し、市民とともに多文化共生社会の実現を目指して、外国人にとっても住みやすい社会・生活環境の整備や国際化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

#### (計画目標)

- 市内の国際交流団体やボランティアを支援し、活動の活性化を図ります。また、市民の国際理解を深めるとともに、外国人が住みやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現を目指した国際化の推進に市民と協働して取り組んでいきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
国際交流事業の市民を含めた参加者数	4,500人	5,000人

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国際化に対応した環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流を推進する民間組織の中心となる筑西市国際交流連絡協議会の活動を支援するとともに、市民ボランティアや関係機関・団体との連携のもとで国際交流推進体制の整備を図ります。</li> <li>在住外国人を対象に、生活ガイドブックの配布を行うほか、公共施設における案内板には言語にとらわれない誰もが理解できる標記を用いるなど、外国人が住みやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市国際交流連絡協議会補助の実施</li> <li>外国人のための無料弁護士相談の開催</li> <li>生活ガイドブックの活用</li> </ul>
2. 交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流団体やボランティアと連携しながら、在住外国人のための日本語教室等の充実を図るとともに、受講した外国人と市民とが語学を通じた交流を推進します。</li> <li>市民が外国の文化や習慣などの理解を深めるために、国際交流団体やボランティアと連携しながら、市民と在住外国人との交流の場として、国際交流事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人のための日本語教室の開催</li> <li>各種国際交流イベントの開催</li> </ul>



お花見国際交流

## 第6節 効率的な行財政運営の推進

### 1. 効率的な行財政運営の推進

#### (現況と課題)

本市の財政状況は、行政改革への取り組み等により、合併当初の危機的状況は脱したものの、長引く景気低迷等により社会情勢は安定せず、雇用の不安、税収の鈍化など、厳しい状況が続いています。このような中、失業者対策、少子高齢化対策、住民要望への対応など、自治体に求められる課題は、年々、多様化・高度化する傾向にあり、社会保障費などの関係経費の増大は、市の財政を圧迫する要因の1つになっています。さらに、国が進める地方分権改革に伴う事務の権限移譲は、自治体に対して、さらなる事務量と事務経費の負担を強いる状況となっています。平成22年度の経常収支比率<sup>※</sup>は84.7%と弾力性を失いつつある状態となっており、財政力指数<sup>※</sup>は0.73と類似団体<sup>※</sup>と同程度となっています。また、東日本大地震による公共施設等災害復旧事業の影響から、財政調整基金が減少するなど、厳しい状況におかれています。

これら状況を踏まえ、将来的にも安定した筑西市を構築するには、行財政基盤の強化を図るとともに、合併による有利な財政措置が平成27年度から段階的な縮減期間に入るなど、財政支援の減少を見据え、以前にも増した効率的な行財政運営や、市民とともに効率的な行財政の運営を推進していくことが必要となっています。

本市では、平成22年3月に「第2次行政改革大綱」・「行政改革アクションプラン」を作成し、持続可能な筑西市を構築するため、財政縮減のみにとどまらず、同時に市民サービスの維持・向上を目指す「量から質の行革への転換」による行政改革を推進しています。さらには、行政サービスを効果的に進めることが求められていることから、各種申請・届出、諸証明発行の電子申請化を推進していきます。

今後とも、行政評価による事務事業の見直しを踏まえ、経費削減に継続的に取り組むとともに、多様な財源の確保に努め、効率的で柔軟な組織体制を構築していく必要があります。

#### ■ 経常収支比率

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	類似団体平均 (平成21年度)
99.8	92.1	92.5	91.3	84.7	87.8

#### ■ 財政力指数

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	類似団体平均 (平成21年度)
0.70	0.74	0.78	0.77	0.73	0.74

※経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費(借金の返済額)など経常的な支出に、市税など経常的収入がどの程度充当されているかを示す数値。市は80%を超えると財政構造の弾力化が失われつつあるといわれる。

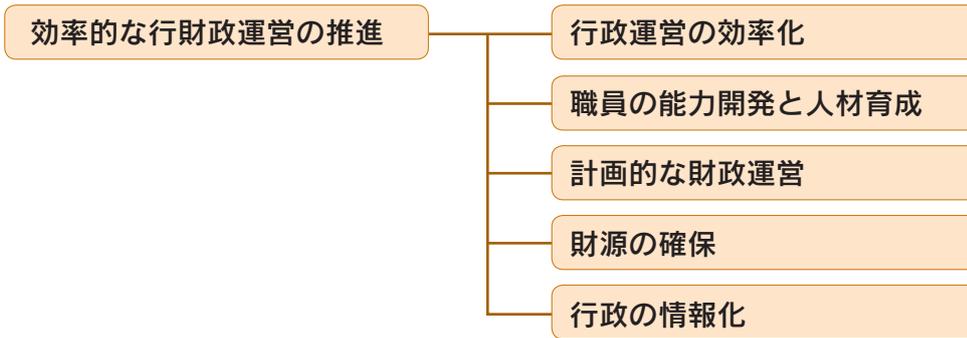
※財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す数値として用いられる。財政力指数が1.0に近く(より大きく)なるほど財源に余裕があるといわれる。

※類似団体：全国の市町村のうち、人口、産業構造等が類似している市町村。本市はⅢ-0に位置付けられ、秋田県横手市、栃木県鹿沼市、静岡県掛川市などが指定されている。

**(計画目標)**

- 効率的な行政運営、かつ、質の高い行政サービスの実現を図るため、限られた資源を最大限に活用し、行政評価の成果等を踏まえ、安定した財政基盤の確立に努めます。あわせて、これらを効率的に進めるため行政の情報化と行政改革、公共施設等の適正配置と効率的な運営を推進します。
- 市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織・機構の見直しを継続的に行い、職員の適正配置、資質向上など適切な人事管理等を推進します。

**(施策の体系)**



**(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 行政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の充実により行政の透明性の確保や効率的な行政運営に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の推進</li> <li>効率的な行政運営</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約事務を適正に執行し、透明性と公平性の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法や建設業法等法令の順守</li> <li>国・県・近隣市町村等との連絡調整</li> <li>健全な入札契約制度の確立推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価による施策の適切な見直しと、行財政改革を継続します。</li> <li>行政経営システムの構築、民間活力の導入、広域的な運営等により効率的な行政運営を目指します。</li> <li>公共施設等の適正配置と効率的な運営を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の適切な見直しと行政改革の推進</li> <li>行政経営システムの構築</li> <li>民間活力の導入</li> <li>施設等の適正配置</li> <li>簡素で効率的な施設運営の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定員適正化計画」を見直し、新たな指針に基づき職員の適正管理・配置を進めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の適正管理・配置</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
2. 職員の能力開発と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成基本方針に基づき、職員研修等を積極的に行い、職員の資質の向上と能力開発を効果的に推進します。</li> <li>職員の適性や経験などを生かした人員配置、能力・実績主義に基づく給与制度の運用などにより職員のやる気を引き出し、行政能力の開発・向上に努めます。</li> <li>職員の資質向上を図り、高度な市民サービスの提供と事務の効率化を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成基本方針に基づく、職員研修等の実施</li> </ul>
3. 計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価による事務事業の見直しや実施計画による事務事業の選択を実施し、それらと連動した予算編成により効果的・効率的な活用を図り、適正な財政運営を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価・実施計画・予算の連携強化</li> <li>中・長期的な財政収支の見通しによる、健全で持続可能な財政構造の確立</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業、病院事業、公共下水道事業等の経営の健全化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業や事業特別会計について、効率的な事業の運営に努め、財政健全化を推進</li> </ul>
4. 財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県からの財源の確保や地域経済の活性化による税収の増加を図り、安定した財政基盤の確立に努めます。</li> <li>多様な収入の確保として、広告料収入等の増加を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源の確保・安定した財政基盤の確立</li> <li>多様な収入の確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の利便性確保及び収納率向上に資するため、市税納付環境の整備・拡充を図り、もって、財源確保の一翼を担います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関や市役所等での納付場所以外の方法の導入</li> <li>①コンビニ収納</li> <li>②コールセンターの導入</li> <li>③クレジットカード収納</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>未回収貸付金の回収を進めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付者に対し、償還の理解を求め、回収額の増を図る。</li> </ul>
5. 行政の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種申請・届出、諸証明発行の電子申請化を推進し行政サービスの向上を図ります。</li> <li>行政事務の高度化と効率化を図るため、内部情報システムの充実を推進します。</li> <li>個人情報の保護及び情報資産の保護のため情報セキュリティの徹底を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種申請・届出、諸証明の電子化を推進</li> <li>内部情報システムの充実</li> <li>システム制御及び職員研修の充実によるセキュリティの強化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報を市民に公表することで、市民との信頼を構築し、市民協働の自治体づくりを推進します。また、市民要望を的確に把握することで効率的な行政運営を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報公表の推進</li> </ul>

## 2. 広域行政の推進

### (現況と課題)

近年の交通・情報網の発達や経済活動の進展を背景にして、住民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大しています。また、市民ニーズも年々多様化、高度化してきており、広域的な連携が重要になってきています。

本市ではこれまで、近隣自治体と一部事務組合を設置して、ごみ・し尿・消防などの共同処理を実施するとともに、公共公益施設の相互利用やスポーツ施設の広域利用を進めてきました。

今後とも、地域の特性を生かしながら、これまで以上に周辺自治体との協力体制の推進を図り、共同処理による実施が望ましい事務については、関係自治体との連携と調整を図りながら、適正な広域行政を推進していく必要があります。

### 共同事務処理一覧

名称	構成市町村等	共同処理事務
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当、消防賞じゅつ金、交通共済 消防災害補償、非常勤公務災害
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	滞納処分等
筑西広域市町村圏事務組合	筑西市・結城市・桜川市	広域圏、火葬場、消防、し尿、ごみ ふるさと市町村圏 県西総合公園、職業訓練センター 温浴施設、小児救急医療、病院 群輪番制事業
下妻地方広域事務組合	筑西市・下妻市・常総市・ 八千代町	ごみ処理施設等の周辺環境整備 し尿、温浴施設
県西総合病院組合	筑西市・桜川市	病院
筑西市等公平委員会※	筑西市 筑西広域市町村圏事務組合	

※は共同設置、それ以外は一部事務組合

### (計画目標)

- 生活圏の広がりに対応したまちづくりや行政サービス水準の向上を図るため、近隣自治体との広域連携を進める。
- 公共施設の広域利用を推進するとともに、共同処理事務の効率的な運営に向けて一部事務組合等との連携の強化を図ります。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
県西地域総合振興協議会の関係自治体連携による広域的プロジェクト等の県への要望件数	12件/年	14件/年

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 広域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体との連携を図り、共同処理事務の効率的な運営をさらに進めます。</li> <li>広域的プロジェクトや幹線道路の整備、河川改修など、関係自治体との連携と協調を図り、要望活動を行います。</li> <li>公共施設の広域利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合参画</li> <li>筑西地方拠点都市地域整備推進協議会参画</li> <li>県西地域総合振興協議会参画</li> <li>施設の相互利用</li> </ul>
2. 個性的な圏域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体との連携を深め、スポーツ・芸術文化などのソフト事業に取り組み活力ある圏域づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合、関係自治体の連携によるソフト事業の取組の推進</li> </ul>



筑西広域市町村圏事務組合



遊湯館プール